

第3次宮古島市男女共同参画計画



うい・ずう プラン

平成29(2017)年3月

沖縄県宮古島市

うい・ずうプラン

『うい』は、英語のWeで「私たち」、『ずう』は、宮古方言の「行きましょう」の意で、男女がともに歩む情景をイメージしたものです。

また、連続音としての『ういず』は、英語のWith「一緒に」という意味になります。すべての市民・老若男女が「男女共同参画社会」の実現に向けてともに歩いていこうという期待を込めています。

はじめに



少子高齢化やライフスタイルの多様化など、近年の社会経済情勢の著しい変化の中で、誰もが暮らしやすく、全ての人が個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現はますます重要になってきております。

本市においては、平成7年に旧平良市で女性行政係が設置され男女共同参画の取り組みが始まりました。合併後の平成19年に「第1次宮古島市男女共同参画計画」、平成24年に「第2次計画」を策定し、計画目標の実現に向け各施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、平成28年に実施した市民アンケートの結果において、性別役割分担意識が今もお根強く残っていること、ワーク・ライフ・バランスの実現等多くの課題が残っていることがわかりました。

今回、第3次計画の策定にあたりましては、第2次計画の目標を基本とし、実施状況の点検、課題等の確認、国・県の動向を踏まえながら、庁内各部局の職員で構成した部会等で議論を重ねるとともに、宮古島市男女共同参画懇話会の提言をもとに策定しました。

なお、第3次計画は、男女ともに能力を発揮して活躍できるような意識や環境づくり、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みや自立に向けた支援等の施策を加えるとともに、新たに評価指標についても設定し、実効性のある計画として策定しました。

これから、計画の内容について市民に周知を図りながら、庁内の推進体制を強化し、行政のあらゆる分野において男女共同参画の視点を持ち、示された具体的な事業に積極的に取り組んでまいります。

また、計画の推進にあたっては、国・県との連携を図りながら、市、市民、事業者等の皆様が協働して取り組むことが不可欠となりますので、今後とも皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提言をいただきました宮古島市男女共同参画懇話会委員の皆様をはじめ関係各位に対しまして心からお礼申し上げます。

平成29年3月

宮古島市長 下地 敏彦

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	1～2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の名称	2
5 計画の期間	3
6 計画の基本理念	3
7 基本目標と課題	3
8 施策の体系図	4

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女が等しく生きる権利を保障される社会の実現	5
課題1 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	5～7
課題2 人権尊重の意識啓発	7～8
課題3 DV（配偶者等からの暴力）やハラスメントをはじめとする あらゆる暴力の根絶	8～10
基本目標Ⅱ 男女が対等なパートナーとして参画できる社会の実現	11
課題1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	11～12
課題2 家庭・地域における男女共同参画の推進	13～14
基本目標Ⅲ 一人ひとりが自立する社会の実現	15
課題1 自立支援と意識啓発	15～16
課題2 女性への就業支援	17～18
基本目標Ⅳ 個性と能力を認め合う社会の実現	19
課題1 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	19～21
課題2 健康・福祉の充実	22～23

第3章 推進にあたって

評価指標の設定	25
---------	----

資料編	26～
-----	-----

第1章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

国連は、昭和 50(1975)年を「国際婦人年」と定め、第1回世界女性会議において「世界行動計画」を採択、加盟国がとるべき施策の指針を示しました。

男女平等を求める世界的な潮流のなかで、我が国においても国際的な動きと連動しながら、「女子差別撤廃条約」を批准し、「男女雇用機会均等法」等の法整備を進めました。

平成 11(1999)年、男女共同参画社会実現の法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12(2000)年に我が国初の「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 27(2015)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画及び女性の活躍推進の加速に向けた様々な施策が進められています。

沖縄県においては、平成 5(1993)年、「男女共同参画型社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGO プラン 21～」(第1次)が策定されました。同年、財団法人おきなわ女性財団設立、平成 8(1996)年女性の社会活動の拠点沖縄県女性総合センターである開館、平成 15(2003)年「沖縄県男女共同参画推進条例」の制定等、様々な施策が展開されてきました。

本市においては、平成 7(1995)年、旧平良市に女性行政係の設置をもって男女共同参画への取り組みが始まり、平成 11(1999)年「平良市男女共同参画行動計画(ゆいプラン)」を策定しました。平成 17(2005)年の市町村合併後には、平成 19(2007)年に「第1次宮古島市男女共同参画計画(うい・ずうプラン)」、平成 24(2012)年に「第2次計画」を策定しました。

第2次計画の最終年度に「宮古島市男女共同参画社会づくりに関する意識調査(市民アンケート)」を実施した結果、職場や地域・自治会で男女平等であると感じている市民は5割に達していません。女性よりも男性が優遇されていると感じている割合が高くなっており、「社会的しきたりや慣習」がその一因であると考えられていることが明らかになりました。男女の性に基づいた固定的な役割分担意識が根強く残っている様子がうかがえます。

少子・高齢化、情報化など社会経済情勢の著しい変化の中で、性別に関わらず互いの人権を尊重し、個性と能力を十分発揮し、共に活躍できる男女共同参画社会の実現は社会全体で取り組むべき最重要課題となっています。

このような状況を踏まえ、誰もが暮らしやすく共に活躍できる男女共同参画社会の実現を目指すため「第3次宮古島市男女共同参画計画(うい・ずうプラン)」を策定します。

2 計画の性格

(1)この計画は、「男女共同参画社会基本法」第9条及び第14条第3項、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第3条及び第6条第2項に基づき、市の責務及び努力義務として策定されるものです。

(2)この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」、県の「第5次沖縄県男女共同参画計画」との整合性を図りながら、本市における男女共

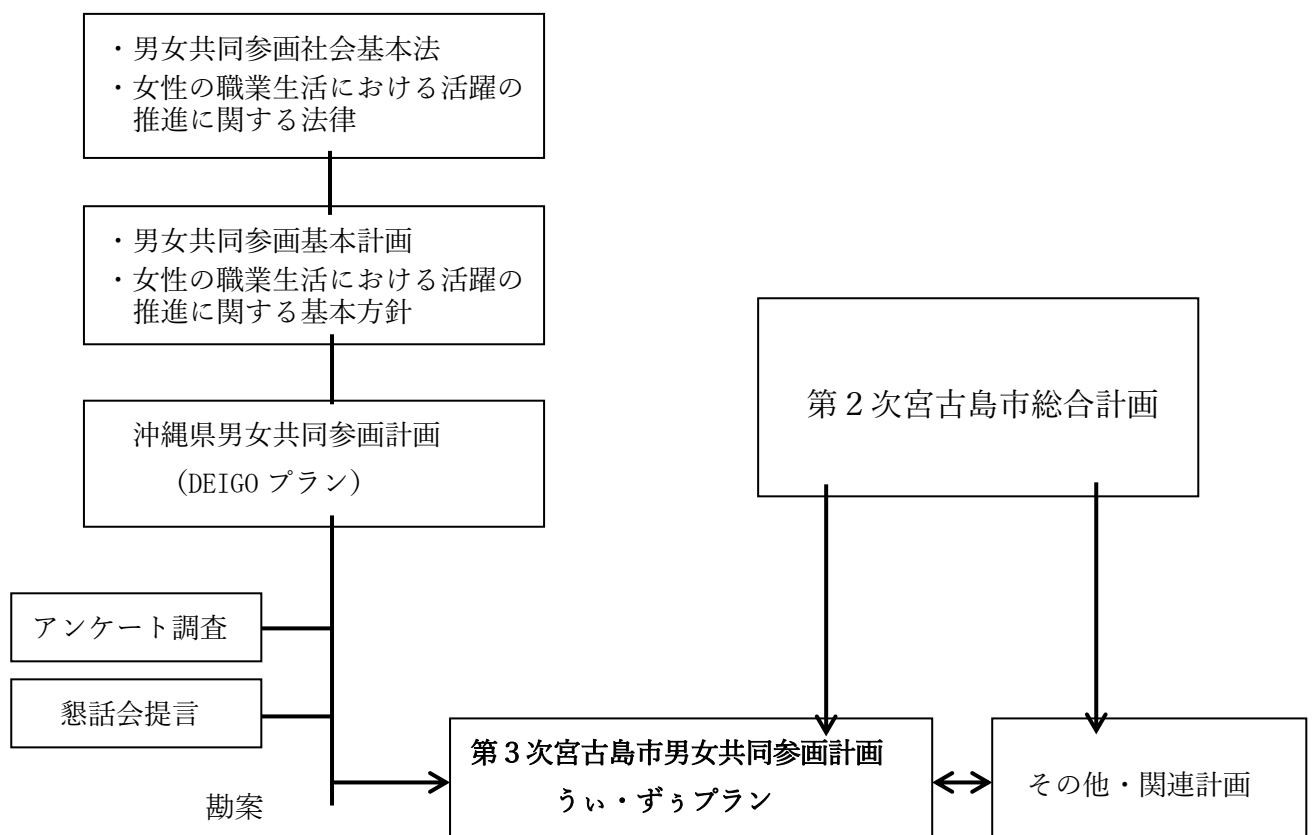
同参画社会の形成に向けて主体的に取り組む施策として策定されるものです。

(3) この計画は、宮古島市における男女共同参画社会の形成を促進するための施策展開の基本となるもので、施策の目標とその課題及び具体的事業を示すものです。

3 計画の位置づけ

(1) この計画は「宮古島市総合計画」の部門計画の一つであり、宮古島市子ども・子育て支援事業計画等、関連計画と整合性を持つものです。

(2) この計画は、宮古島市男女共同参画懇話会より提言された「第3次宮古島市男女共同参画計画の策定に向けて」の趣旨を尊重して策定されるものです。



4 計画の名称

名称：第3次宮古島市男女共同参画計画

愛称：うい・ざうプラン

5 計画の期間

この計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

6 計画の基本理念

～ 共に認め合い、共に活躍できる社会を目指して ～

宮古島市男女共同参画計画は、日本国憲法の個人の尊重や法の下での平等、男女共同参画社会基本法の精神を受けて、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」、さらに職業生活においても男女を問わずその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すことを基本理念とします。

7 基本目標と課題

基本目標 I <啓発・人権> 男女が等しく生きる権利を保障される社会の実現

課題 1. 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

課題 2. 人権尊重の意識啓発

課題 3. DV（配偶者等からの暴力）やハラスメントをはじめとするあらゆる暴力の根絶

基本目標 II <参画> 男女が対等なパートナーとして参画できる社会の実現

課題 1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

課題 2. 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本目標 III <自立> 一人ひとりが自立する社会の実現

課題 1. 自立支援と意識啓発

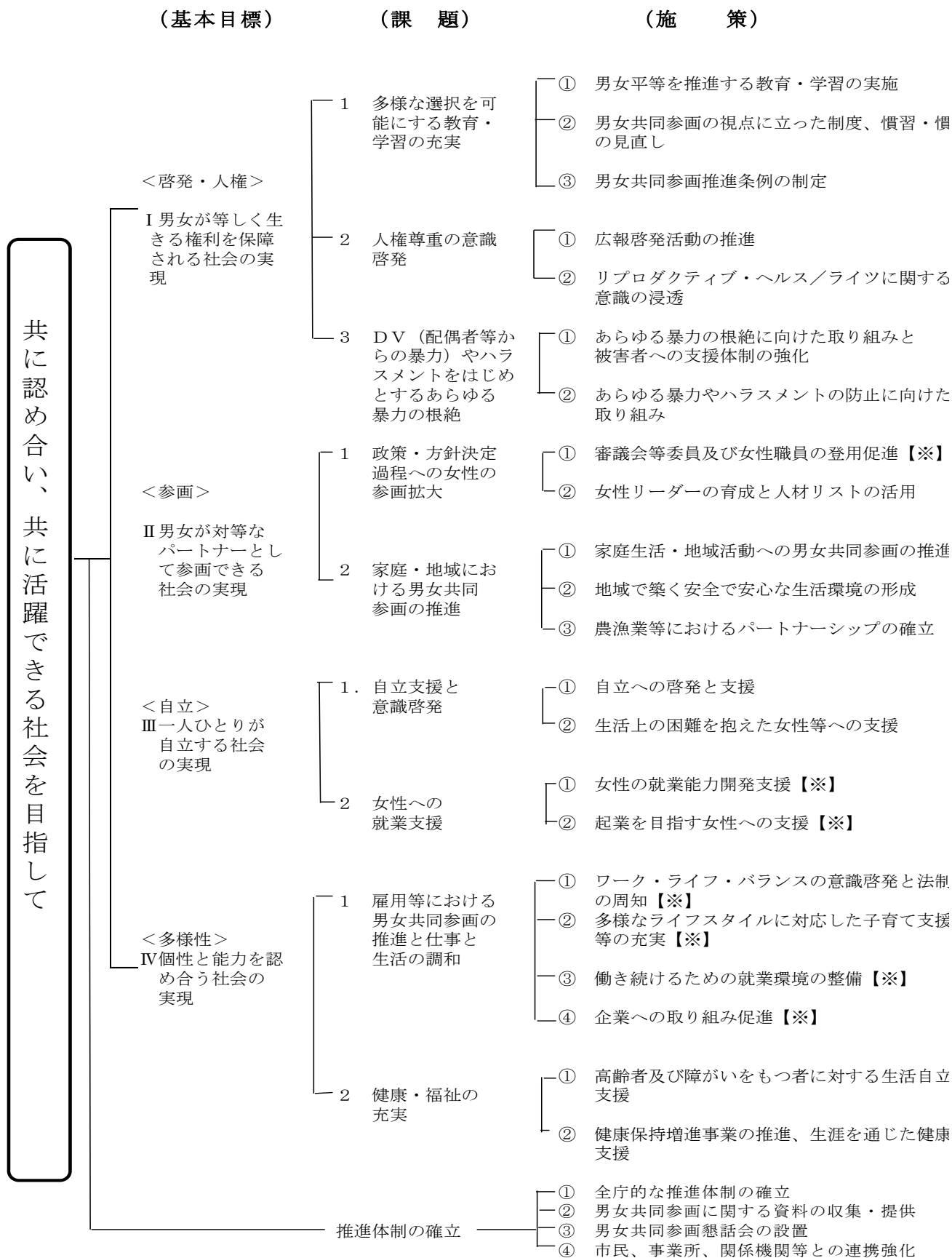
課題 2. 女性への就業支援

基本目標 IV <多様性> 個性と能力を認め合う社会の実現

課題 1. 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

課題 2. 健康・福祉の充実

8 施策の体系図



【※】は女性活躍推進法に基づく計画の施策

第2章
計画の内容

基本目標 I 男女が等しく生きる権利を保障される社会の実現

課題1 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

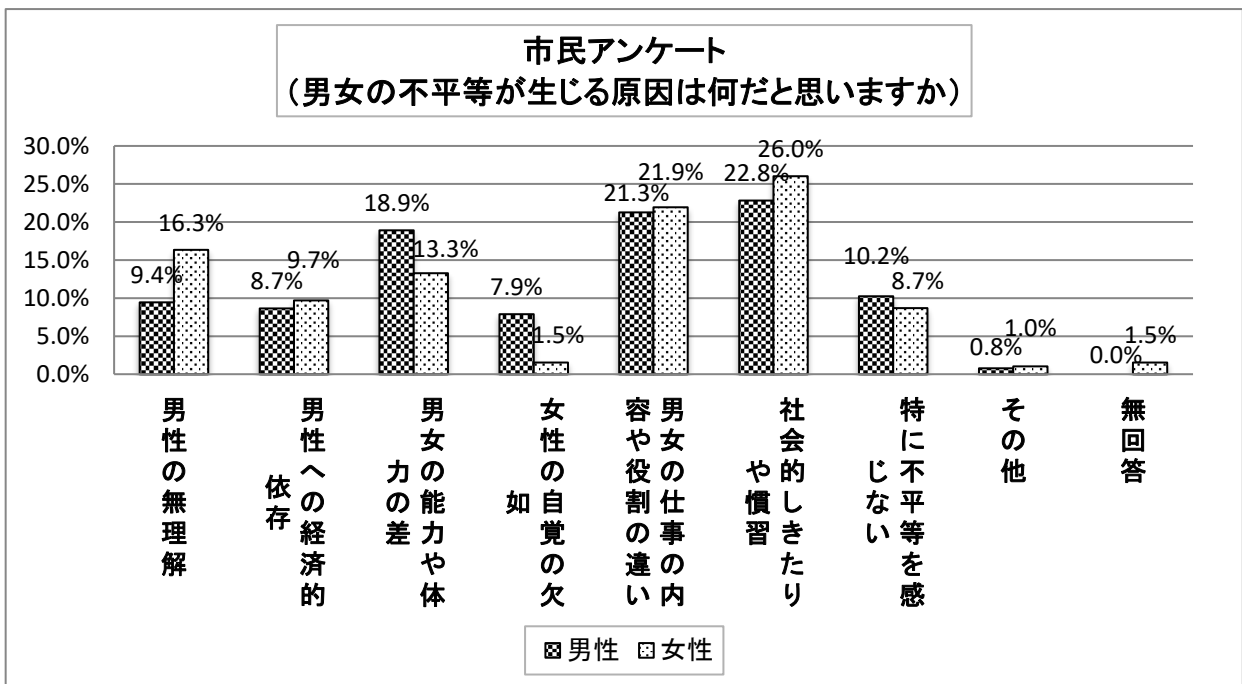
【現状と課題】

平成 28(2016)年に実施した「宮古島市男女共同参画社会づくりに関する意識調査」(以下、「市民アンケート」という。)では、家庭と教育の場で男女が平等であると感じている市民は半数を超えています。一方で、職場、地域や自治会の場では5割に満たず、また平等でない原因は「社会的しきたりや慣習」だと多くの方が回答しています。場面によっては男女それぞれの性に基づいた固定的な役割分担がまだに残っている様子がうかがえます。

男性も女性も豊かで生き生きとした生活を営み共に活躍するためには、互いの違いを受入れ、その個性を認め合い、各々の能力が発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

そのためには、幼少期から人権尊重を基盤とした男女共同参画についての正しい理解や自立の意識を持つことが大切です。

男女一人ひとりが自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を尊重した教育・学習を推進し、男女共同参画の視点に立ち男女ともに多様な選択を可能にする制度・慣習等の見直しに向けた啓発に取り組みます。



用語解説

固定的性別役割分担意識

個人の能力等によってではなく、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に決めることをいいます。

例：「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」

【施策1】男女平等を推進する教育・学習の実施

事業名	事業内容	目標	担当課
男女共同参画の視点を育む保育及び学校教育の推進	○保育士や教職員等が、男女共同参画の理念を理解し、幼児期から性別にとらわれず個性を尊重する精神を育むことができるような保育・教育に向けた職員研修会の実施	年1回	児童家庭課 学校教育課
	○学校教育活動全体を通じた男女平等、相互理解、両性の自立についての指導の充実		学校教育課
	○性別による優先順位や固定観念を無くすための男女混合名簿導入の促進		学校教育課

【施策2】男女共同参画の視点に立った制度、慣習・慣行の見直し

事業名	事業内容	目標	担当課
本計画の周知	○広報誌やホームページへの掲載、概要版の配布等による市民や事業者等への周知	広報誌 年3回	働く女性の家
	○庁内各課への計画の配布と勉強会の実施	通年	働く女性の家
男女共同参画に関する啓発活動の充実	○男女共同参画週間やゆいみなあフェスタ、生涯学習フェスティバル等におけるパネル展の開催	年3回	働く女性の家
	○広報誌やホームページ、パネル展等を活用した、男女共同参画に関する法制度や用語についての周知	100%	働く女性の家
社会制度、慣行等の見直しに向けた学習	○固定的性別役割分担意識の是正に向けた講座の開催や、男女共同参画に関する資料や情報の提供	年1回	働く女性の家
市刊行物等で性別による役割を固定しない表現の推進	○刊行物発行の際、性別による役割を固定化しない表現の点検		全課

【市民アンケート（用語の周知度）】

	よく聞く	聞いたことがある	よく聞く・聞いたことがある	聞いたことがない
男女共同参画	35.7%	43.4%	79.1%	16.8%
うい・ずプラン	0.5%	12.2%	12.8%	78.1%

【施策3】男女共同参画推進条例の制定

事業名	事業内容	目標	担当課
男女共同参画推進条例の制定	○男女共同参画社会の実現に向け、市、市民、事業者等の役割等を定め、本計画の着実な推進に向けた「宮古島市男女共同参画推進条例」の制定	H29年度	働く女性の家

課題2 人権尊重の意識啓発

【現状と課題】

男性と女性が「個」としての特性や人権を認めあい、その能力を十分に発揮できることが、男女共同参画社会実現への前提になります。

互いの性への理解を深めることは、命の尊厳や相手への思いやり、ひいては人権尊重へつながります。とりわけ学校における性教育の果たす役割は大きく、発達段階に応じた取り組みが重要です。

男性とは異なり女性は妊娠、出産という役割を担うため、女性の主体的な選択を尊重したリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の視点も人権尊重の一つとして浸透させるとともに、性差とライフステージに応じた健康支援に取り組みます。

また、近年では、生物学的な男性・女性の区別に違和感を感じる方々や性的指向の多様性が認識されつつあり、各自が一個人として人権を尊重され、性の多様性を認め合う社会づくりが求められています。

【施策1】広報啓発活動の推進

事業名	事業内容	目標	担当課
人権尊重の意識啓発の推進	○「人権を考える日」の教育活動の充実	毎年実施	学校教育課
	○広報誌等を活用した相談窓口の周知		市民生活課
在住外国人等への人権啓発	○外国語版のカードやパンフレット等を活用した外国人への啓発		市民生活課 児童家庭課
	○他課職員と連携した相談窓口の充実		市民生活課 児童家庭課

用語解説

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）

「性と生殖の健康を得る権利」のこと。女性の重要な人権の一つとして認識されています。

子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを女性が自分で決めることを尊重する考え方です。

【施策2】 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

事業名	事業内容	目標	担当課
○発達段階に応じた適切な性教育の実施	○紙芝居等の教材を活用した幼児向け性教育の実施	3回	健康増進課
	○小・中学校におけるH I V／エイズ、性感染症対策教育	年1回	学校教育課
	○思春期の性と生に関する取り組み		学校教育課 健康増進課
	○思春期の性に関する保護者への啓発		学校教育課 健康増進課
女性性、男性性の学習・啓発	○リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の周知に向けた講座の開催	2年に1回	働く女性の家
妊婦及びパートナー向けのマタニティスクールの開催	○夫婦が協力しながら安心して妊娠、出産、育児ができる環境づくりや意識啓発に向けてのマタニティスクールの開催	年18回	健康増進課

課題3 DV（配偶者等からの暴力）やハラスメントをはじめとするあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメントなど女性や子ども、高齢者及び障がい者への暴力が個人の尊厳を損なうものとして社会問題になっています。その予防と被害者を支援するための取り組みを推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題となっています。配偶者等からの暴力、ストーカー行為、性的暴力の他、近年のインターネット上の新たなコミュニケーションツールの普及に伴う一層多様化している新たな形の暴力に対しても的確に対応していく必要があります。

とりわけ、配偶者等からの暴力は被害者のみならずその子どもにも悪影響を与えることを考慮しなければなりません。

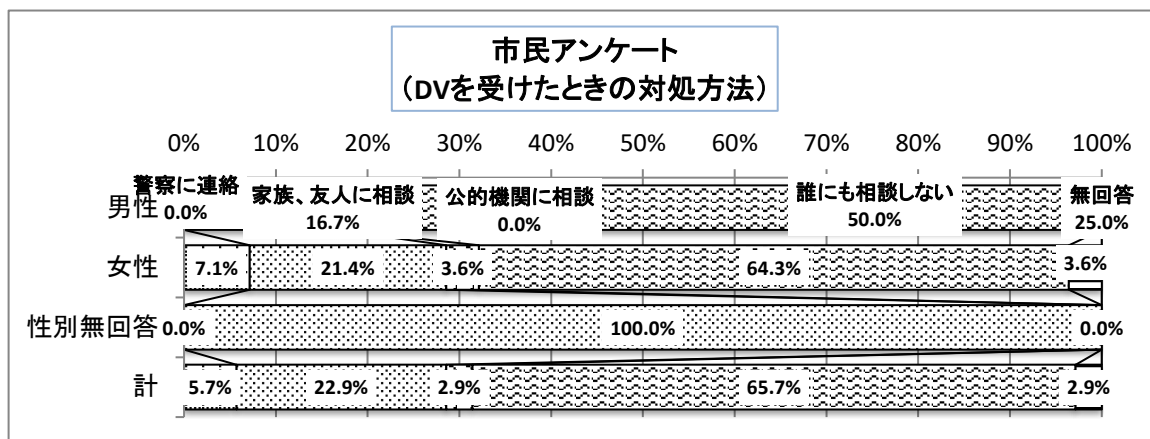
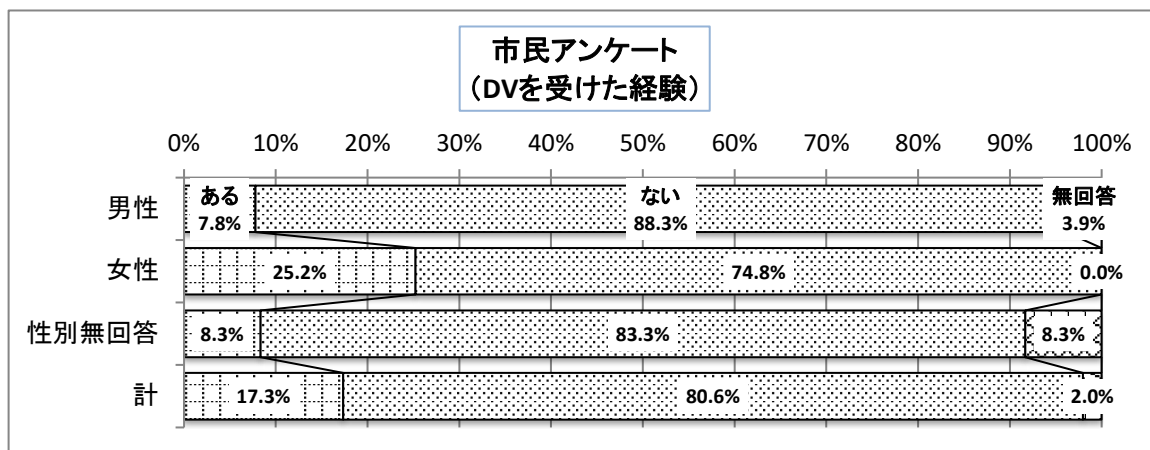
平成27年度の宮古島市女性相談室への相談件数は、延べ1,016件で、前年度を大きく上回っています。その中で最も多いのがDVの相談となっており、飲酒後の口論などから暴力を振られるケースが多くなっています。

平成28年度に実施した市民アンケート結果においても、17.3%もの人々がDVを経験しており、その8割は女性です。また、DVを受けても「誰にも相談しない」と回答した方は65.7%にものぼり、家庭内またはパートナー同士の内輪のことは誰かに相談することではない、または外部に知られるのは恥ずかしいなど、DVが重大な人権侵害であることが認識されていない実態がうかがえます。

これらのことから、特に若年層に対する予防啓発や、暴力を生まないための、また、被害者にも加害

者にもならないための意識啓発に加え、相談体制の充実やDV被害者の自立支援に向けて取り組みます。

あわせて、市民や事業者に向け、様々なハラスメントに対する意識啓発や被害者への支援対策を促進し、女性が安心して働ける環境づくりを推進します。



【施策1】あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みと被害者への支援体制の強化

事業名	事業内容	目標	担当課
被害者への支援体制の強化・相談窓口の充実	○相談員の研修機会の確保やスキルアップへの取り組み		児童家庭課
	○被害にあった際の対応経路（フローチャート）の周知及び関係機関との連携による円滑な実施		児童家庭課
	○相談者の負担軽減のため、関係課共通のワンストップシートの導入検討		関係各課
庁内外の関係機関等のネットワークの確立	○DV事例検討会、教育相談、要保護児童対策協議会や、他機関の実務者会議などネットワークの確立と情報交換	随時	児童家庭課 働く女性の家
	○県、関係機関との連携強化		児童家庭課

被害者の一時保護施設の確保・充実	○緊急避難場所の充実		児童家庭課
DV被害者の居住場所の確保	○公営住宅入居への配慮や転居支援		児童家庭課 建築課
DV、ストーカー等暴力被害者の安全確保	○住民基本台帳等の閲覧の制限		市民生活課
DV被害者の健康保障	○国民健康保険加入申請の円滑な実施		国民健康 保険課
	○保険証の個人別化を円滑に実施		

【施策2】あらゆる暴力やハラスメントの防止に向けた取り組み

事業名	事業内容	目標	担当課
DV等あらゆる暴力の防止に向けた啓発活動	○配偶者暴力防止法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、ストーカー規制法等の周知	福祉計画や市のホームページ等を活用し周知	児童家庭課 障がい福祉課 高齢者支援課
	○「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の取り組みとして、パネル展や防止に向けた講演会等啓発事業の実施	年1回	働く女性の家 児童家庭課
予防・早期発見・早期対応に向けた体制づくり	○被害者及び加害者の相談窓口の周知徹底		児童家庭課 健康増進課 学校教育課
	○被害者の発見（通報の義務や努力義務等）についての周知		児童家庭課
	○児童虐待の予防・早期発見・早期対応を期すために、児童相談所等関係機関と連携強化	年1回	児童家庭課 健康増進課 学校教育課
各ハラスメント防止対策の徹底	○講習会・研修会の開催による意識啓発	計画期間内に2回	総務課 働く女性の家
	○相談窓口の設置	1カ所	総務課
	○パンフレット、ポスターによる事業者への広報活動の実施	年1回以上	商工物産交流課

用語解説

ドメスティック・バイオレンス（DV）

一般的には「夫や恋人など親密な関係にある相手から振られる暴力」という意味で使われます。身体的、精神的、性的、経済的暴力等などが重なりあって起こることもあります。

基本目標 II 男女が対等なパートナーとして参画できる社会の実現

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

少子・高齢化や国際化、情報化の進展等変化の著しい時代にあつて、誰もが意欲を持って参画できる社会を実現するには、社会のあらゆる領域に多様な視点や幅広い意見を取り入れることが重要です。市の政策のみならず、あらゆる方針を決定する過程に女性の参画を促し、男女双方が参画することによって多様な意見の反映を容易にし、さまざまな価値観に寛容で柔軟な社会になると考えられています。

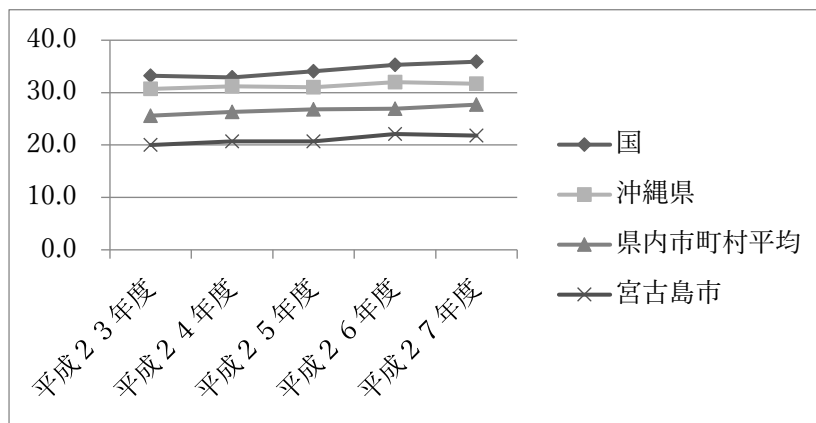
本市において、政策・方針決定過程に参画している女性の割合はまだまだ少なく、平成28年4月1日現在の審議会等の女性登用率は、目標値の30%に達していない状況です。

また、農業人口の半数近くが女性でありながら、農漁村団体組織役員や各委員における女性の割合はかなり低い状況にあります。

今後は、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）等を検討し、クォータ制（割当制）の導入等男女のバランスに配慮した委員構成に努める必要があります。

女性がその能力を十分に発揮し、様々な場面で活躍していくために、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進による環境整備に加え、男女双方に対する採用時や役職・立場に応じた多様な研修会、女性対象のキャリアアップ講座の開催等、意識啓発と併せて多様な分野における女性リーダーの育成に取り組みます。

【審議会等の女性委員登用率】



用語解説

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、暫定的、一時的に男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

これは、現実に機会を利用できるようにする合理的な措置であり、憲法の平等原則に反しないとされ、男女共同参画社会基本法では、国、地方公共団体の責務とされています。

女性のエンパワーメント

力をつけること。女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で力を持った存在となって行動していくこと。

【施策1】 審議会等委員及び女性職員の登用促進

事業名	事業内容	目標	担当課
審議会等委員への女性登用率向上	○「審議会等委員への女性登用を図るための運用方針」の浸透	年2回	働く女性の家
	○委員等への女性登用目標値達成に向け、各女性団体からの推薦等を検討	35%	働く女性の家 全課
女性職員の登用率向上	○管理職への女性登用率目標値の設定	8%	総務課
女性の職域拡大	○各部署の男女比に偏りのない配置を促進		総務課
男女の活躍推進	○男性、女性各々の特性を意識した啓発活動及び職員研修の充実	年1回	総務課 働く女性の家
ポジティブ・アクションの検討	○委員選任におけるクォータ制（男女委員の割当制）の導入		全課
農漁村団体組織役員や各委員等への女性登用と参画推進	○ポジティブ・アクションによる女性登用を働きかけ		農政課 水産課
	○農業委員への女性の参画に向けた啓発活動の促進	2名	農業委員会

【施策2】 女性リーダーの育成と人材リストの活用

事業名	事業内容	目標	担当課
人材に関する情報収集	○各講演会、講座、勉強会参加者へ、職歴や有資格等の情報登録を募り人材リストを作成、委員会等へ推薦できるような仕組みの検討		働く女性の家
女性リーダーの育成と人材リストの活用及びネットワークづくり	○社会教育関係団体のネットワークづくりの推進		生涯学習振興課
	○社会教育関係団体に対するリーダー研修会の実施		
	○リーダーバンクの活用促進		
	○男女共同参画社会を実現するための活動を行う団体や個人に対し、研修会参加への派遣や講座開催を支援	毎年	働く女性の家
農漁村女性団体組織のエンパワーメントのための研修等の実施	○関係機関と連携した研修会等の実施		農政課 水産課
	○他地域との交流会の実施		
	○農漁協女性部の活動支援		

課題2 家庭・地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

共働き世帯の増加や地域社会が様々に変容していく中で、固定的な性別役割分担に対する意識は徐々に変化しています。市民アンケートでは「男は仕事、女は家庭」といった考え方に「同感しない」と回答した方は79.6%にのぼり、家事については、95.2%の方が「夫もすすんで家事をやるべき」または「夫もすすんで手伝うことが望ましい」と回答しています。

一方で、家庭において男性が優遇されていると回答した男性は18.2%、女性は42.2%であり、女性が優遇されていると回答した男性は6.5%、女性は5.5%で、家事や育児・介護等家庭生活の負担に偏りがある現状が見えます。家庭生活において男女が共に協力できる体制の確立を目指し、意識の啓発を進めます。

また、本市は第1次産業従事者が多く、そうした世帯でも生産者と消費者の視点を併せ持つ女性とのパートナーシップの確立を図り、農林漁業を家業から職業へ転換を図ることが重要です。

地域においては、防災体制の強化の面で住民のネットワークが重要視されています。日頃から地域で互いに協力しあい、防災問題に取り組むことができる体制を整えていく必要があります。また、女性と男性では、災害から受ける影響に違いが生じることから、男女双方に配慮した避難所の整備運営等、災害時における事前の取り組みが必要です。

また、エコアイランド推進に取り組む本市において、女性の環境保全や美化等に対する高い関心や経験を活かす等、ゴミのない美しい島づくりに向けて環境問題分野への女性の参加を促進します。

農漁村における男女共同参画の現状

農業就業人口

(2015年農林業センサス農林業経営体調査)

	宮古島市	沖縄県
男性	3,306人	12,477人
女性	2,566人	7,439人
合計	5,872人	19,916人

※沖縄

県農業改良普及課提供（H27年度調）

	宮古島市		沖縄県	
	総数	女性数	総数	女性数
家族経営協定戸数（戸）	57		594	
認定農業者数（人）	164	14	1,574	194
農業士（人）	48	13	211	56
農業委員数（人）	30	1	483	34
農山漁村女性起業家数（人）		99		211

用語解説

パートナーシップ

友好的な協力関係。お互いを自立した主体的存在として認めあい、対等な立場で連携・協力し合う関係をいいます。共存・共生できる関係でもあります。

家族経営協定

家族経営の農業において、農業経営を担っている世帯員一人ひとりの役割と責任を明確にし文書で取り決めることです。

認定農業者制度

農業経営者が立てた計画を市町村が認定するものです。認定者になると計画資金の借入や農地斡旋等の支援措置が受けられます。家族経営協定者である女性にもパートナーとともに認定への道が開かれています。

【施策 1】 家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進

事業名	事業内容	目標	担当課
家庭における男女平等、協力体制の推進	○沖縄県教育委員会の「やーなれー運動」の周知徹底	年 2 回	生涯学習振興課
	○市広報誌やホームページにおいて、男性の家事、育児、介護等への参加に関する内容を掲載し、意識啓発を図る	年 1 回	働く女性の家
	○男女共同参画週間やゆいみなあフェスタ、生涯学習フェスティバル等においてパネル展を開催し、市民の意識の高揚を図る（再掲）	年 3 回	働く女性の家 生涯学習振興課
	○PTA、高齢者学級等社会教育団体を対象とした自立講座・講演会の開催		生涯学習振興課
地域活動への男女の参画推進	○生涯学習を通じた地域活動への男女の参加促進		生涯学習振興課
	○社会教育関係団体役員への女性登用支援		生涯学習振興課

【施策 2】 地域で築く安全で安心な生活環境の形成

事業名	事業内容	目標	担当課
循環型社会をめざした環境づくり	○環境問題協議組織等への女性登用推進	30%	環境衛生課
	○リサイクルセンターを活用した講習会の開催や視察研修・見学の受入	年 30 回	
	○地域の環境問題等ネットワークづくりの推進		
地域防災意識の向上	○防災に関する組織等への女性の参加促進	30%	防災危機管理班
	○減災や防災に向けた研修会や講習会を通じた、地域の防災ネットワークづくりの支援	年 20 回	
男女双方の視点に配慮した災害時の取り組み	○防災用品の点検・確認や避難場所の開設・運営等に備えた事前の取り組みの強化		

【施策 3】 農漁業等におけるパートナーシップの確立

事業名	事業内容	目標	担当課
家族経営協定の推進	○家族で農漁業に従事する世帯へ向けた意識啓発活動の実施	家族協定 60 戸	農政課 農業委員会
	○関係機関との連携強化		
認定農業者の拡大	○各種研修会を通じた育成、認定に向けた施策の広報と支援	197 名 (うち、女性 18 名)	農政課 農業委員会
	○関係機関との連携強化		
農業者年金事業	○パンフレット等を活用した農業者年金制度の周知と加入促進	毎年 5 人	農業委員会

基本目標 III 一人ひとりが自立する社会の実現

課題1 自立支援と意識啓発

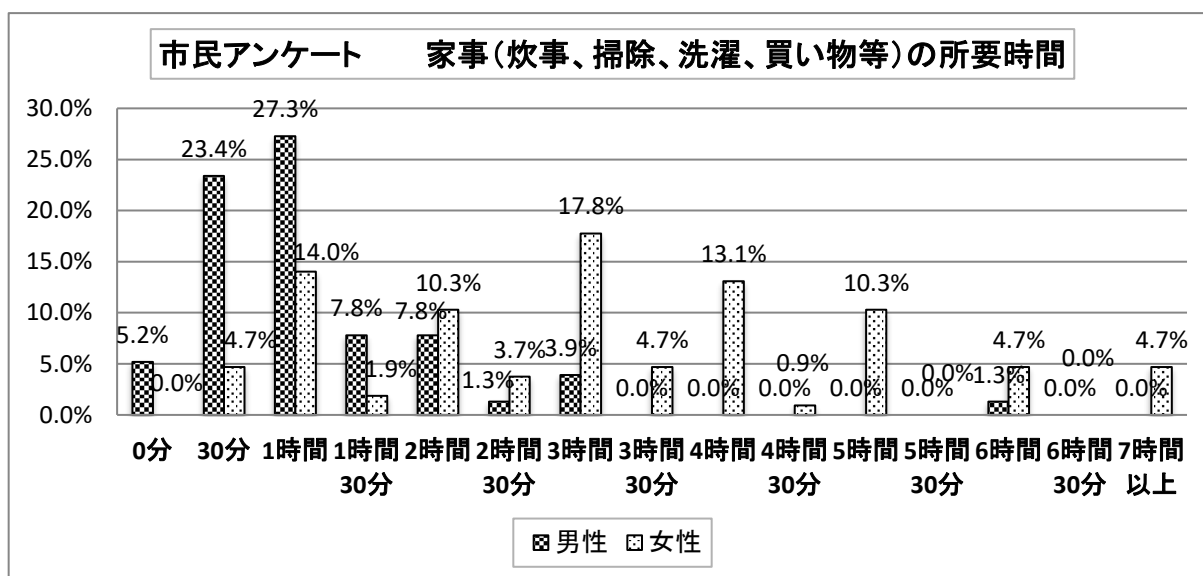
【現状と課題】

日本国憲法で謳われている基本的人権の尊重は、男女共同参画の基本理念でもあります

男女共同参画社会は、性別を理由とする差別や暴力が根絶され、一人ひとりが社会のあらゆる分野で自立し、その主体的な生き方や人権が大切にされる社会です。

生活面や経済面の自立を図ることは精神的な自立につながり、生き方を主体的に選択することを可能にします。これらの意識の涵養は幼少期からの取り組みが重要であるため、子どもたちに対しては、進路や就職に関する指導に併せて男女ともに経済的に自立していくことの重要性について伝えるとともに、社会人・職業人として自立できる人材育成の教育を推進します。

さらに、非正規職員やひとり親世帯等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加しており、その実情に応じた相談・支援体制の充実や、貧困等の世代間連鎖を断ち切るための子どもたちへの教育支援等、切れ目のない支援に取り組みます。



【施策1】自立への啓発と支援

事業名	事業内容	目標	担当課
家庭生活を支える講座の開設と啓発 (男性の生活自立支援)	○各種講座の開設	20回	公民館
	○家庭における男女共同参画に関する体験講話の開催	2回	生涯学習振興課 公民館
	○パートナー等と参加する講習会の開催	2回	公民館
	○家庭において、互いを理解し協力するための意識啓発が図れる講座の開催	1回	働く女性の家

	○他機関等で開催される講座の情報提供や、関係パンフレットの設置、各行事等での配布	随時	公民館 働く女性の家
自立意識の育成 (男女の精神的自立支援への啓発)	○子どもや若年層の自立に向けたキャリア教育	年1回	学校教育課 働く女性の家
	○自立意識を育む研修会や講座の実施	年1回	働く女性の家

【施策2】生活上の困難を抱えた女性等への支援

事業名	事業内容	目標	担当課
ひとり親家庭の自立支援策の推進	○母子家庭等の自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の就業支援制度の周知及び利用促進		児童家庭課
	○相談・支援体制の充実及び母子寡婦福祉会の活動支援		児童家庭課
養育支援訪問事業の実施	○養育支援が特に必要な家庭に対して、適切な養育確保のため、居宅訪問、養育に関する指導・助言の実施		児童家庭課 健康増進課
非正規労働者への情報提供	○非正規及び短時間労働者の社会保険適用拡大等関連制度についてポスター・パンフレットによる情報提供		商工物産交流課 働く女性の家
在住外国人等への支援 (再掲)	○在住外国人が市民サービスにおいて不利益を被ることのないよう、他課職員と連携した相談窓口の充実		市民生活課 児童家庭課
	○外国語版のカードやパンフレット等を活用した外国人への案内		市民生活課 児童家庭課
自立支援制度と相談窓口の周知	○生活自立相談窓口の周知	年1回	生活福祉課
	○生活困窮者自立支援制度の内容周知	年1回	生活福祉課



課題2 女性への就業支援

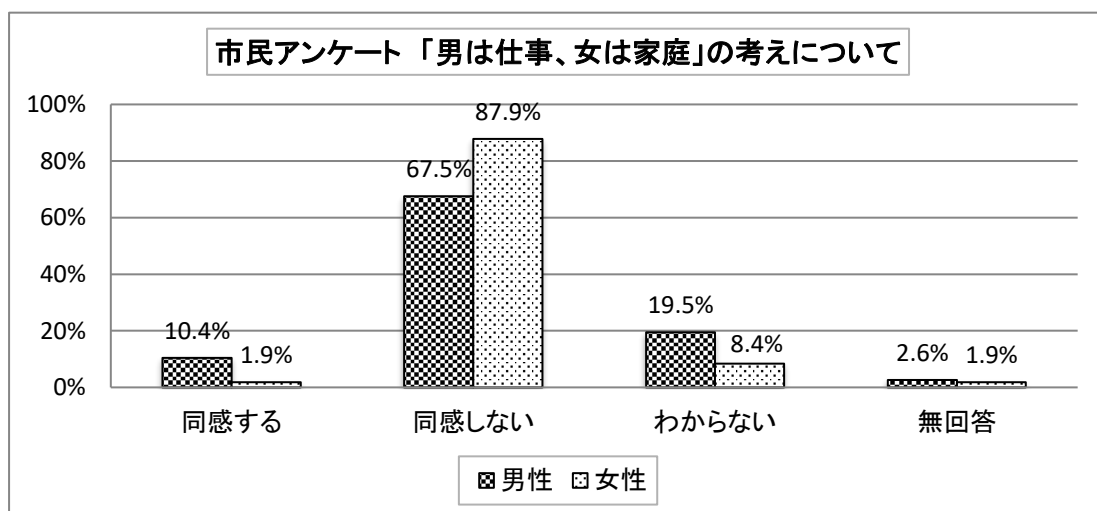
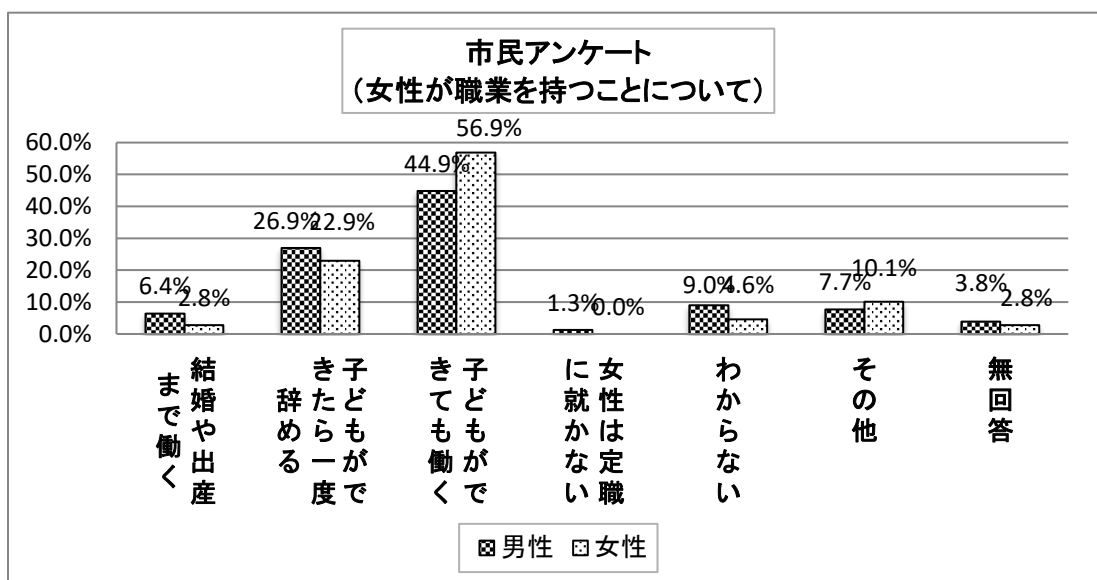
【現状と課題】

女性がその意欲と能力を存分に発揮し、経済的に自立することは精神的な自立につながり、ひいてはDVなどの女性問題の解決にもつながります。女性の就業は、人材の多様性の確保の面からも期待されています。

市民アンケートから、女性が職業を持つことについて、「結婚や子どもができて働く方がよい」と考えている方が男女ともに最も多いことがわかりました。これらの現状から、就業を希望する女性への資格取得等のスキルアップや就業に向けた講座の開催等の支援を行います。

また、起業相談窓口の設置により、女性の起業に向けた資金面・事業活動面での支援を充実させてまいります。

あわせて、伝統工芸品産業従事者や地域特産品開発従事者の育成を支援します。



【施策 1】 女性の就業能力開発支援

事業名	事業内容	目標値	担当課
女性の資格・技術習得等就業支援	○関係機関が実施する講座・講習会の開催支援、案内等の広報協力	年1回以上	商工物産交流課
	○就業や資格取得に向けた講座等の開催	年1回	働く女性の家
再就業支援	○研修会、講習会等の広報・紹介の協力	年1回以上	商工物産交流課
	○ハローワークが提供する就職情報の積極的な発信	年1回以上	商工物産交流課
	○関係機関と連携した情報提供及び講座、相談会の実施	年1回	働く女性の家

【施策 2】 起業を目指す女性への支援

事業名	事業内容	目標値	担当課
女性の起業支援	○関係機関における講座等の情報提供	年1回以上	商工物産交流課
	○起業相談窓口の設置による包括的な支援	年1回以上	商工物産交流課
	○関係機関と連携した情報提供や講座及び相談会の実施	年1回	働く女性の家
利用し易い融資制度の実施及び情報提供	○市小口資金融資制度の実施及び広報	年1回以上	商工物産交流課
	○関係団体における融資制度に関する講演・講座等の情報提供	年1回以上	
伝統工芸品産業の支援	○伝統工芸品産業従事者の育成及び講座の開催支援	年1回以上	商工物産交流課
地域特産物販売、加工・開発への支援	○関係団体と連携した、特産品の加工・開発支援	年1回以上	農政課 水産課 商工物産交流課
	○農林水産物使用推奨品認定制度による特産品の普及支援	認定件数年間2件	
	○ひらら市場の開催		農政課

基本目標 IV 個性と能力を認め合う社会の実現

課題1 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

【現状と課題】

少子・高齢化の進展等、社会のさまざまな変化の中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮し、子育て・介護等をしながら働き続け、男女が共に活躍できる環境「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）づくりが求められているとともに、男性の家事・子育て・介護等への参加の実現が喫緊の課題となっています。

市民アンケートでは、女性が仕事を続けていくために社会や企業に対して期待することとして、雇用条件・育児・介護休暇制度の整備、託児施設・サービスの充実に次いで「男性の育児・介護休業制度を積極的に推進すること」が挙げられています。

また、アンケートからは「ワーク・ライフ・バランス」の用語が浸透していないことが明らかになったため、市民や事業者等へその用語とともに内容について啓発活動を進めます。

また、男女雇用機会均等法や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）等の関連法、育児・介護休業等の制度を広く知らせていきます。

あわせて、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の推進と、介護支援制度の情報提供に努めます。また、就業の継続が可能となる職場環境を整えるため、転職や退職を考えるきっかけともなるセクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止策として、事業者に対しての意識啓発を推進します。

さらに、事業者に対して、女性登用促進に向けたポジティブ・アクションを推奨し、男女共同参画に積極的に取り組む企業を評価する仕組みづくりを検討する等、働きかけてまいります。

【市民アンケート（用語の周知度）】

	よく聞く	聞いたことがある	よく聞く・聞いたことがある	聞いたことがない
男女雇用機会均等法	36.2%	52.6%	88.8%	6.6%
育児・介護休業法	30.6%	50.0%	80.6%	13.3%
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	15.3%	38.3%	53.6%	38.3%

【施策1】ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と法制度の周知

事業名	事業内容	目標値	担当課
男女雇用機会均等法の周知	○事業者に向けた男女雇用機会均等法の周知	年1回以上	商工物産交流課
育児・介護休業制度の普及	○事業所等に向けた意識啓発のため、制度に関するポスター・パンフレット等による情報提供	年1回以上	商工物産交流課 児童家庭課
	○庁内の電子掲示板による職員への周知	年1回	総務課
	○新採用職員研修での制度紹介	年1回	総務課
対象者への制度等の周知	○対象職員への具体的な説明機会の確保	年1回	総務課
ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	○ワーク・ライフ・バランスへの理解と関心を深めるための講座等の開催	1回	商工物産交流課 働く女性の家

【施策2】多様なライフスタイルに対応した子育て支援策等の充実

事業名	事業内容	目標値	担当課
男性の育児休業取得の促進	○事業所等に向けた意識啓発のため、制度に関するポスター、パンフレット等による情報提供	年1回以上	商工物産交流課
	○対象職員への具体的な働きかけ	取得者16.7%	総務課
宮古島市子ども・子育て支援事業計画の推進	○延長保育、土曜午後の保育、休日保育、5歳児保育、病児・病後児保育の実施、ファミサポ、子育て支援センター、子育てサークル、児童館、移動児童館や地域子育て支援拠点事業等の充実		児童家庭課
	○学童保育（放課後児童クラブ）への支援		児童家庭課
相談体制の充実	○子育て中の保護者を支援するため、相談体制の充実、支援制度等の周知徹底		児童家庭課 学校教育課

用語解説

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

子育て・介護の時間や、家庭、地域、健康維持、自己研修等のための時間など、仕事と私生活の調和を整えることです。要するに、「働き方の見直し」を行うことですが、短時間勤務、フレックスタイム制度、在宅勤務等多様な時間制度を選択できる、個々のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現を目指します。

【施策3】働き続けるための就業環境の整備

事業名	事業内容	目標値	担当課
各ハラスメント防止対策の徹底 (再掲)	○講習会・研修会の開催	計画期間内に2回	総務課 働く女性の家
	○事業者に向けた意識啓発のため、パンフレット等による情報提供	年1回以上	商工物産交流課
	○相談窓口の設置	1カ所	総務課
職場の母性健康管理の周知徹底	○関連諸制度の広報		健康増進課
	○職員の育児時間等の取得推進		総務課
介護支援	○介護支援制度に関する情報提供	市HP	高齢者支援課
多様な就業形態の普及	○時差出勤制度の導入検討		総務課

【施策4】企業への取り組み促進

事業名	事業内容	目標値	担当課
事業者への女性の職域拡大や柔軟な勤務形態等（ポジティブ・アクション）実施の働きかけ	○ポジティブ・アクションの普及促進のため、関係団体への情報提供と働きかけ	年1回以上	商工物産交流課 働く女性の家
	○ワーク・ライフ・バランスの普及促進のため、関係団体への情報提供、働きかけ	年1回以上	商工物産交流課 総務課
女性の多様な就業形態の普及と労働条件を確保するための関係法・制度の周知	○労働基準法における女性保護規定に関する情報提供	年1回以上	商工物産交流課
事業者等の男女共同参画への取り組み評価	○評価についての基準や方法についての検討		商工物産交流課 働く女性の家
	○公共調達において、国や県の認定企業の情報や独自の加点についての仕組みの検討に向けた情報収集		働く女性の家
国・県、事業所等と連携した子育てしやすい雇用労働環境の創出	○県と連携したワーク・ライフ・バランス企業認証制度の周知	年1回	児童家庭課 商工物産交流課
	○ハローワーク等と連携したワーク・ライフ・バランスの確保に関する国の雇用支援制度等の周知・活用促進	年1回	児童家庭課 商工物産交流課
	○個別事業所・経済団体等と連携した企業内保育所等、事業所等の子育て支援	年1回	児童家庭課 商工物産交流課

課題2 健康・福祉の充実

【現状と課題】

平成28年3月末の統計によると、宮古島市の65歳以上の高齢人口は13,054人で、市民の24.3%にあたります。

全国的に少子・高齢化、核家族化が進むなか、宮古島市にとってもこの問題への対応は切実な課題です。介護の担い手は女性に偏っており、近年では高齢者による高齢者の介護という問題が生じているため、社会的な問題としてとらえながら、男女共同参画の視点に立った取り組みが求められています。

高齢者や障がい者が、生き生きと安心・安全に暮らせる社会づくりや、社会参画のための環境整備、経済的自立への対応も重要な課題といえます。

また、生活習慣病の問題や食の乱れによる健康上の問題も指摘されていますが、健康を保つことは介護の予防的な意味合いがあるため、その取り組みも欠かせません。健康増進のみならず、子どもの豊かな人間性を育み、男性の生活・自活能力を高めることにもつながる食育や高齢者の役割づくりに向けた取り組みの他、それぞれの施策について、市民にわかりやすく情報提供し、その活用について十分な啓発を進めてまいります。

【施策1】高齢者及び障がいをもつ者に対する生活自立支援

事業名	事業内容	目標	担当課
介護保険制度の着実な実施	○介護保険各事業の実施		高齢者支援課
在宅福祉制度の充実	○在宅福祉事業の推進		高齢者支援課
	○在宅福祉情報の提供		高齢者支援課
高齢者等の生きがいづくり	○高齢者向け各種講座の開設	1回	公民館 高齢者支援課
	○リーダーバンク登録の高齢者人材の活用		生涯学習振興課
地域における高齢者の見守り	○地域の見守りネットワークづくり		高齢者支援課
認知症高齢者の見守り・安全支援	○認知症相談窓口の周知、警察と連携した連絡体制の強化		高齢者支援課
地域生活支援事業	○障がい者の日常生活、社会生活支援事業の充実	社会資源の充実	障がい福祉課
	○相談支援事業の充実	専門職の配置充実	障がい福祉課
自立支援給付事業の推進	○自立支援給付事業の充実	福祉サービスの充実	障がい福祉課

【施策2】健康保持増進事業の推進、生涯を通じた健康支援

事業名	事業内容	目標	担当課
女性のための健康講座	○医療講話の実施	年1回	健康増進課
自己の健康管理	○健康教育・相談・健（検）診の積極的な実施	年間を通して実施	健康増進課 国民健康保険課
	○健康づくり推進員への男性参加の推進	5人	健康増進課
	○各健（検）診後の結果説明時における食生活改善の栄養指導	年間を通して実施	健康増進課 国民健康保険課
介護予防・生活支援の取り組み	○ワイドー教室や通いの場事業等を実施し、介護予防、生きがいを促進		高齢者支援課
	○各講座等における、男性の参加しやすいプログラムづくり	男性参加 5名～ 10名	
	○高齢者の役割づくりとして、老人クラブによる友愛見守り活動や通いの場事業の実施		
食生活改善への積極的な取り組み	○食育講話・研修会の実施	30回	健康増進課
	○食生活改善推進員との連携による料理講習会	10回	
	○小・中学校への啓発活動	60回	学校教育課 健康増進課
	○食生活改善推進員への男性参加の推進	5人	健康増進課
喫煙、飲酒、薬物乱用等防止教育の推進	○警察署やPTAなど関係機関との連携を強化し、喫煙や飲酒、薬物防止運動の取り組み		学校教育課 健康増進課
	○リーフレットの作成・配布による意識啓発		



第3章

推進にあたって

第3章 推進にあたって

男女共同参画の推進にあたっては、市のあらゆる施策の中に男女共同参画の視点がとり入れられているかどうかを点検し、全庁的なネットワークのもとに連絡調整していくことが、何よりも大切です。

そのため、意識啓発や調査研究、資料の収集と提供、民間団体・関係機関との連携を強化してまいります。

また、プランの策定に当たり、その進行管理の徹底を図るとともに、時代の変化に伴って適宜見直しを行います。

1 全庁的な推進体制の確立

男女共同参画を市の主要な施策と位置づけ、職員一人ひとりが行政のあらゆる分野において、男女共同参画の視点を持つことができるよう計画の周知を図るとともに、男女共同参画業務と関わる関係課の横断的な連絡体制を強化します。

また、毎年、施策の進捗状況を調査し、庁内の作業部会、幹事会、推進委員会において、状況の報告と評価を行い、課題の解決に努める等、進行管理の徹底を図ります。

2 男女共同参画に関する資料の収集・提供

働く女性の家や市立図書館において、女性に関する多様な資料の積極的な情報を収集提供するとともに、男女共同参画週間におけるパネル展や広報誌等を活用した周知を図ります。

3 男女共同参画懇話会の設置

本市の男女共同参画に関する施策のあり方について、広く意見を聴するため、「宮古島市男女共同参画懇話会」を設置しています。計画の実施状況について、毎年同懇話会に報告し提言を求めるとともに、提言内容を各施策に反映するよう努めます。

4 市民、事業所、関係機関等との連携強化

本計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民、事業所等が一体となって、互いに連携・協力しながら各施策を推進していくことが重要です。そのため、市民や事業所等へ概要版を含めた本計画の配布等を通じた周知を図るとともに、国や県をはじめ、会議や講座の開催を通して関係機関・団体との連携を強化します。

◆評価指標の設定

項目	現状値 (平成 28 年 度)	目標値 (平成 33 年度)	把握方法
基本目標Ⅰ 男女が等しく生きる権利を保障される社会の実現			
1. 社会のあらゆる場面において、男女が「平等」と回答する市民の割合			
① 教育の場において	58.7%	75%	市民アンケート
② 家庭において	51.0%	65%	市民アンケート
③ 地域・自治会において	31.1%	50%	市民アンケート
④ 職業の場において	48.2%	65%	市民アンケート
2. 「男女共同参画社会」という用語の周知度	79.1%	100%	市民アンケート
3. 「宮古島市男女共同参画計画（うい・ずうプラン）」の周知度	12.8%	50%	市民アンケート
4. DVを受けたことがあるのに「誰にも相談しない」と回答する市民の割合（調整中）	65.7%	40%	市民アンケート
基本目標Ⅱ 男女が対等なパートナーとして参画できる社会の実現			
5. 審議会等の女性の登用率向上	24.1%	35%	各課へ調査依頼
6. 女性管理職の割合	3.1%	8%	総務課
7. 家族経営協定	56 戸	60 戸	農政課
基本目標Ⅲ 一人ひとりが自立する社会の実現			
8. 起業相談窓口の設置	未設置	設置	商工物産交流課
基本目標Ⅳ 個性と能力を認めあう社会の実現			
9. 男性の育児・介護休業取得者数	—	16.7%	総務課
10. 男女共同参画に取り組んでいる事業所の意識調査	未実施	実施	働く女性の家

資料

・ 宮古島市男女共同参画懇話会設置要綱	26
・ 第4期宮古島市男女共同参画懇話会委員	27
・ 宮古島市男女共同参画推進委員会設置規程	28
・ 宮古島市男女共同参画推進体制	30
・ 策定経過	31
・ 男女共同参画に関する国内外の動き	32
・ 男女共同参画に関する宮古島の動き	35
・ 第2次宮古島市総合計画の施策体系における本計画の位置づけ	36
・ 男女共同参画社会基本法	37
・ 第4次男女共同参画基本計画の概要	42
・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	45
・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の概要	53
・ 沖縄県男女共同参画推進条例	55
・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	59

宮古島市男女共同参画懇話会設置要綱

(平成 18 年 8 月 10 日決裁)

(設置)

第 1 条 本市の男女共同参画に関する施策のあり方について、広く意見を聴し、男女共同参画に関する行政の推進に資するため、宮古島市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」）を設置する。

(任務)

第 2 条 懇話会は、男女共同参画に関する問題とその施策のあり方について調査審議し、その意見を市長に提言するものとする。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、知識経験者、関係団体を代表する者、市民等から市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会は会長が招集し、会長が議長となる。

(関係者の出席)

第 7 条 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 懇話会の庶務は、企画政策部働く女性の家において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 10 日から施行する。

第4期宮古島市男女共同参画懇話会委員

任期：平成28年8月30日～平成30年7月31日

	氏名	所属	備考
1	池原 和子	宮古島市母子保健推進連絡協議会	
2	上地 洋美	宮古島市農業委員会委員 JA 宮古地区女性部	
3	大城 裕子	宮古島市文化協会	副会長
4	狩俣 香代子	宮古島商工会議所	
5	島尻 清子	宮古地区婦人連合会	
6	下地 信広	宮古島市社会福祉協議会	
7	下地 盛智	宮古青年会議所	
8	渡久山和子	宮古島市女性団体連絡協議会	
9	友利 敏子	元県女性総合センター（ているる）館長	会長
10	友利 正治	宮古地区PTA連合会	
11	仲宗根啓子	宮古人権擁護委員協議会	

※名簿は五十音順

宮古島市男女共同参画推進委員会設置規程

(平成24年3月30日市長決裁)

(設置)

第1条 宮古島市における男女共同参画社会づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、宮古島市男女共同参画推進委員会（以下、「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プラン策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画問題解決のための諸施策に関すること。
- (3) 男女共同参画関連事業について関係課の連絡調整に関すること。
- (4) その他必要なこと。

(推進委員会)

第3条 推進委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長に副市長、副委員長に所管部の企画政策部長をもって充てる。
- 3 委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員会の会議は委員長が招集する。

(幹事会)

第4条 推進委員会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進委員会に掲示する事項について事前に協議調整する。
- 3 会議は、幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は、幹事のうちから互選するものとし、幹事は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
ただし、委員長が必要と認めるときはその都度他の者を加えることができる。
- 5 会議は幹事長が招集する。

(作業部会)

第5条 幹事会の下に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、幹事会の委員の下に職員をもって充てる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、企画政策部働く女性の家において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

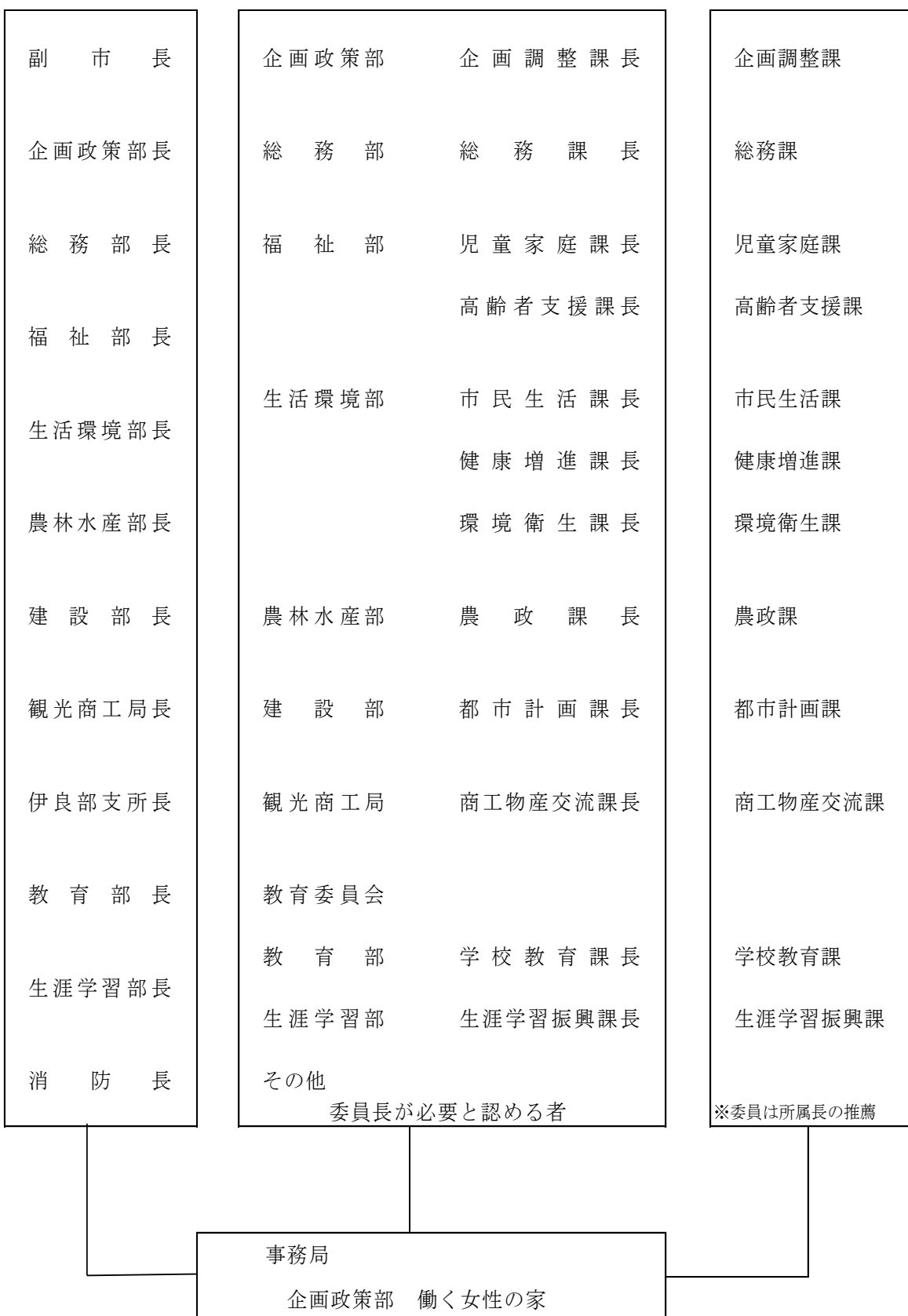
附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

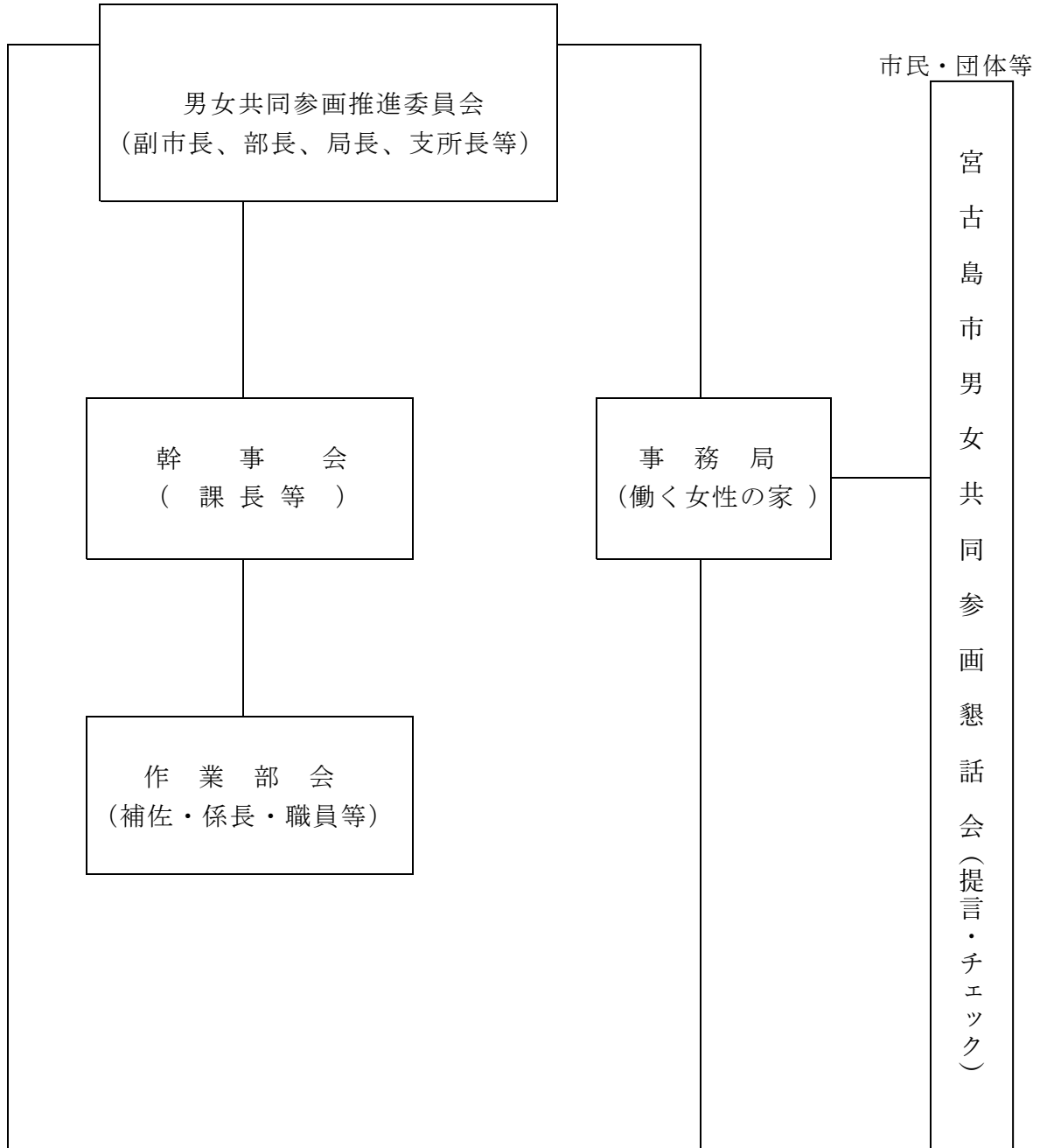
推進委員会

幹事会

作業部会



宮古島市男女共同参画推進体制



第3次 宮古島市男女共同参画計画策定作業経過

月 日	会 議 等	会議の内容、検討事項等
平成 28 年 5月 17 日	推進状況とりまとめ	・各課へ第2次計画の推進状況提出依頼 ⇒ とりまとめ
7月 6 日	第1回幹事会	・策定についての説明 ・第2次計画の各課推進状況報告 ・第3次計画の基本的な考え方について
7月 21 日	第1回作業部会	・計画策定について ・第2次計画の推進状況について ・第3次計画の基本的な考え方について
8月 30 日	第1回懇話会	・委嘱状交付（11名） ・計画策定について ・第2次計画における課題等について ・第3次計画について
9月 28 日	第2回作業部会	・第2次計画の推進状況について ・県内他市の施策内容について ・第3次計画の基本目標、課題、施策について
10月 11 日	市民アンケート発送	・市民 1,000 名にアンケート発送
11月 2 日	アンケート回収	・アンケート結果とりまとめ
11月 9 日	第3回作業部会	・アンケート中間報告 ・施策体系図について ・評価指標の設定について
11月 10 日	第2回懇話会	・第3次計画の基本的な考え方について ・第3次計画の施策体系図について ・アンケート中間報告 ・提言内容について
11月 18 日	計画策定関連講座	・懇話会委員、幹事、作業部会他職員対象
11月 19 日	第3回懇話会 (代表者会議)	・提言内容作成
11月 25 日	第2回幹事会	・宮古島市の現状 ・アンケート中間報告 ・未実施事業及び追加項目について
12月 1 日	第1回推進委員会開催	・第2次計画の推進状況について ・市民アンケート結果中間報告について ・第2次計画の未実施事業及び追加項目について ・第3次計画の基本的な考え方について
12月 12 日	懇話会より市長へ提言	・懇話会より市長へ提言
平成 29 年 1月	各課調整会議	・各課と施策に基づく事業内容の調整会議
2月 1 日	第4回作業部会	・懇話会からの提言内容について ・第3次計画の事業内容について ・評価指標の設定について
2月 10 日	第5回作業部会	・第3次計画の事業内容の確認について
2月 15 日	第4回懇話会	・第3次計画の事業内容について ・評価指標の設定について
2月 22 日	第3回幹事会	・第3次計画の事業内容及び評価指標の設定案について
3月 1 日	第2回推進委員会	・第3次計画の事業内容及び評価指標の設定案について
3月 10 日～ 3月 22 日	パブリックコメント実施	・パブリックコメント実施 (ホームページ、各庁舎ロビー・働く女性の家)
3月 28 日	第4回幹事会	・第3次計画最終（案）について
3月 29 日	第3回推進委員会	・第3次計画最終（案）について協議 ⇒ 承認

男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	日本の動き	沖縄県の動き	
昭和 50 年 (1975)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議をメキシコシティで開催、「世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」設置		
国連婦人の10年 (51〜60)	昭和 51 年 (1976)	・国連婦人の10年(1976～1985)	・労働商工部労政課に婦人行政担当専任職員配置	
	昭和 52 年 (1977)		・「婦人関係行政連絡会議」設置 ・「婦人問題懇話会」設置	
	昭和 54 年 (1979)	・国連総会「女子差別撤廃条約」採択	・生活福祉部「青少年婦人課」設置	
	昭和 55 年 (1980)	・国際婦人の10年中間年世界会議(コペンハーゲン)		
	昭和 56 年 (1981)		・「国内行動計画後期重点目標」策定	
	昭和 59 年 (1984)		・「国籍法」の改正	・「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」策定
	昭和 60 年 (1985)	・国際婦人の10年世界会議をナイロビで開催、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	
昭和 61 年 (1986)		・婦人問題企画推進本部の拡充(構成を全省庁に拡大)		
昭和 62 年 (1987)		・「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定		
平成 3 年 (1991)		・「育児休業法」公布	・女性副知事誕生	
平成 4 年 (1992)			・総務部知事公室に「女性政策室」を設置 ・「沖縄県女性行政推進本部」設置	
平成 5 年 (1993)			・「男女共同参画型社会の実現をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」策定 ・(財)おきなわ女性財団設立	
平成 6 年 (1994)		・総理府に「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進本部」設置		
平成 7 年 (1995)	・第4回世界女性会議を北京で開催、「北京宣言及び行動綱領」を採択	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)		
平成 8 年 (1996)		・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「沖縄県女性総合センター“ていりる”」開館	
平成 9 年 (1997)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布		
平成 10 年 (1998)			・「男女共同参画社会をめざす沖縄県行動計画～DEIGOプラン21～」改定	
平成 11 年 (1999)		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行		
平成 12 年 (2000)	・国連特別総会「女性2000年会議」をニューヨークで開催、「政治宣言」「成果文書」を採択	・「男女共同参画基本計画」閣議決定	・「女性政策室」を「男女共同参画室」に名称変更 ・「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」実施	

平成 13 年 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画局」(内閣府)、「男女共同参画会議」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第 1 回男女共同参画週間 	
平成 14 年 (2002)			<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」策定
平成 15 年 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「少子化社会対策基本法」公布・施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県男女共同参画推進条例」公布・施行
平成 16 年 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性国家公務員の採用・登用の拡大について」男女共同参画推進本部決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく「基本方針」策定 	
平成 17 年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 49 回国連婦人の地位委員会/「北京+10」閣僚級会合開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第 2 次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・所管部を知事公室から文化環境部へ、「男女共同参画室」を「平和・男女共同参画室」に改組 ・「沖縄県男女共同参画審議会規則」公布・施行
平成 18 年 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者基本計画」策定 ・「女性問題懇話会」廃止 ・「沖縄県女性総合センター」を「沖縄県男女共同参画センター」に名称変更し、指定管理者制度を導入 ・「男女共同参画行政推進本部」設置
平成 19 年 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス憲章)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県男女共同参画計画(後期)」の策定
平成 19 年 (2007)			
平成 20 年 (2008)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 	
平成 21 年 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回東アジア男女共同参画担当大臣会合 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	
平成 22 年 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 54 回国連婦人の地位委員会/「北京+15」記念会合開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス憲章)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改定 ・「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」実施

平成 23 年 (2011)			・所管部を文化環境部から環境生活部へ改組
平成 24 年 (2012)		・『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画』策定	・「第 4 次沖縄県男女共同参画計画」策定
平成 25 年 (2013)		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置付け	
平成 26 年 (2014)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改訂 2014 に『女性が輝く社会』の実現』を掲げる ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! Tokyo2014）開催	・所管部を生活環境部から子ども生活福祉部へ改組
平成 27 年 (2015)	・国連「北京+20」記念会合（第 59 回国連婦人の地位委員会）をニューヨークで開催	・「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	・「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」実施
平成 28 年 (2016)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 ・「女性活躍加速のための重点方針 2016」策定 ・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定	・「第 5 次沖縄県男女共同参画計画」策定 ・沖縄県特定事業主行動計画「県職員の女性活躍推進及び仕事と子育て両立支援プラン」策定

参考：「ひとりひとりが幸せな社会のために 男女共同参画社会の実現をめざして 平成 28 年版データ」
 （内閣府男女共同参画局）
 「第 5 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～（案）」（沖縄県ホームページ）

男女共同参画に関する宮古島の動き

◆合併前

年	旧平良市の動き
平成3年 (1991)	・5月、「働く婦人の家」開館
平成7年 (1995)	・12月、所管部課を福祉部社会課から総務部企画室へ改組、「女性行政係」を配置 ・「男女平等に関する意識調査」実施（市職員600人対象）
平成8年 (1996)	・「女性の地位向上の歩み展」開催（市庁舎） ・12月、市内の各種女性団体による「平良市女性団体連絡会」結成支援
平成9年 (1997)	・8月、「平良市男女の生活と意識に関する調査」実施（市民500人対象） 市女性職員及び市民女性有志48人が調査員ボランティアとして参加 ・12月、「男女共生社会をめざすひららプラン策定懇話会」発足
平成11年 (1999)	・1月、懇話会より市長へ提言 ・2月、「平良市男女共同参画推進委員会」を庁内に設置 ・3月、「平良市男女共同参画行動計画」（愛称“ゆいプラン”）策定
平成13年 (2001)	・4月、女性行政係と働く婦人の家業務を統合、総務部企画室に男女共同参画班を設置 ・6月、「第1回きらきらひらら男女共同参画展」開催 ・8月、「各種委員会・審議会等委員への女性登用をはかるための運用方針」設定
平成14年 (2002)	・3月、働く婦人の家の愛称を公募、“ゆいみなあ”に決定 （ゆい：相互扶助、助け合い、みなあ：（庭、広場、空間）＝助け合いの場）
平成15年 (2003)	・3月、地域女性人物史『時代（とき）を紡いで～宮古の女性たち～』発刊 ・10月、「第1回DV防止に向けたロビー展」開催 ・11月、「男女共同参画に関する職員アンケート」実施
平成16年 (2004)	・3月、子育て情報誌『あすぴい』発刊 ・4月、懇話会から市長へ「第2次行動計画について」提言
平成17年 (2005)	・3月、地域女性人物史続編『ていだぬ花（ばな）～宮古・伝承の女性たち～』発刊

年	旧城辺町、下地町、上野村、伊良部町の動き
平成11年 (1999)	・城辺村、下地町、上野村で男女共同参画業務が事務分掌化

◆合併後

年	宮古島の動き
平成17年 (2005)	・10月、宮古地区5市町村が合併、宮古島市となる ・10月、「働く婦人の家」を「働く女性の家」に名称変更 ・10月、男女共同参画業務を働く女性の家から企画政策部企画調整課男女共同参画係へ変更 ・11月、「宮古島市男女共同参画に関するアンケート」実施（市民920人対象）
平成18年 (2006)	・4月、男女共同参画業務を企画政策部企画調整課男女共同参画係から同部働く女性の家へ変更 ・8月、「宮古島市男女共同参画懇話会」発足 ・12月、懇話会から市長へ提言
平成19年 (2007)	・3月、「宮古島市男女共同参画計画」愛称“うい・ずうプラン”策定
平成20年 (2008)	・3月、子育て情報誌『あすぴい2』発刊
平成23年 (2011)	・7月、「宮古島市女性団体連絡協議会」結成支援
平成24年 (2012)	・3月、「第2次宮古島市男女共同参画計画」愛称“うい・ずうプラン”策定
平成28年 (2016)	・10月、「宮古島市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査」実施（市民1,000人対象） ・12月、懇話会から市長へ提言
平成29年 (2017)	・3月、「第3次宮古島市男女共同参画計画」愛称“うい・ずうプラン”策定

第2次宮古島市総合計画の施策体系における 本計画の位置づけ

心かよう夢と希望に満ちた島

くみんなで創る 結いの島く

宮古

みやこく

地下水や豊かな自然環境と共生した
エコアイランド宮古

<環境共生>

- 1) かけがえのない地下水の保全
- 2) 美しい島づくりの推進と美しい海の保全
- 3) 森林の保全と花と緑の島づくりの推進
- 4) 循環型社会の構築

子どもたちが笑顔にあふれ活力と郷土愛に満ちた宮古

<教育文化>

- 1) 子どもたちの「生きる力」を育む学校教育の推進
- 2) みんなで学ぶ生涯学習・生涯スポーツの充実
- 3) 郷土の歴史・民俗の伝承、文化・芸術活動の推進
- 4) 家庭・学校・地域社会の連携で進める青少年健

育成の

- 5) 多都市間交流の推進

一人ひとりが支え合い幸せと潤いのある健康福祉の宮古

<健康福祉>

- 1) 安心して子育てができる環境づくり
- 2) 人と人とのつながりで支える地域福祉の推進
- 3) 健やかな生活を支える健康づくりの推進
- 4) 将来を担う子どもの貧困解消へ向けた環境づくり
- 5) 高齢者が生きがいを持って暮らせる環境づくり
- 6) 障がい者が自立して暮らせる環境づくり
- 7) 安心して暮らせる医療・救急体制の充実

島の特色を活かした産業の振興、多彩な交流・活力にあふれる宮古

<生活環境>

- 1) 雇用を創出する産業振興
- 2) 島の発展を支える農林水産業の振興
- 3) 魅力ある商工業の振興
- 4) 地域の特性を活かした観光産業の振興
- 5) スポーツアイランドの推進
- 6) 多彩な交流を促進する港と空港の機能強化

安全・安心で快適な暮らしが持続する宮古

<産業振興>

- 1) 安全で安心な島づくりの推進
- 2) 災害に強い島づくりの推進
- 3) 交通ネットワークの機能向上
- 4) 魅力を感じることができるまちづくりの推進
- 5) 快適な居住環境の形成
- 6) 利便性の高い情報通信技術の活用

市民との協働により夢と希望に満ちた島、宮古

<住民自治行財政改革>

- 1) 地域の自治組織の活動強化と市民参加のまちづくりの推進
- 2) 男女共同参画社会の形成 ⇒
- 3) 平和への取り組み
- 4) 市民に寄り添う行政運営の推進
- 5) 効率的・効果的な行財政運営の推進

第3次宮古島市男女共同参画計画の各施策

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別に

よる差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る

ため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日) **第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

第4次男女共同参画基本計画の概要

第1部 基本的な方針

○目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

○第4次計画で改めて強調している視点

- ① 女性の活躍推進のためにも男性の働きかた・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ② あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地域へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
- ③ 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑤ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑥ 国際的な規範・基準の尊重に努めると共に、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦ 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

○政策領域目標一覧

I あらゆる分野における女性の活躍（第1～5分野）		
	現状	成果目標 (期限)
国家公務員の女性登用		
本省課室長相当職に占める女性の割合	3.5% (平成27年7月)	7% (平成32年度末)
係長相当職（本省）に占める女性の割合	22.2% (平成27年7月)	30% (平成32年度末)
地方公務員の女性登用		
都道府県（市町村）の本庁課長相当職に占める女性の割合	8.5%（14.5%） (平成27年)	15%（20%） (平成32年度末)
都道府県（市町村）の本庁係長以相当職に占める女性の割合	20.5%（31.6%） (平成27年)	30%（35%） (平成32年度末)
民間企業の女性登用		
課長相当職に占める女性の割合	9.2%（平成26年）	15%（平成32年）
係長相当職に占める女性の割合	16.2%（平成26年）	25%（平成32年）

25歳から44歳までの女性の就業率	70.8% (平成26年)	77% (平成32年)
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	男性：12.9% 女性：2.8% (平成26年)	5.0% (平成32年)
男性の育児休業取得率		
国家公務員	3.1% (平成26年度)	13% (平成32年)
地方公務員	1.5% (平成25年度)	13% (平成32年)
民間企業	2.3% (平成26年度)	13% (平成32年)
II 安全・安心な暮らしの実現 (第6～8分野)		
健康寿命 (男女別)	男性：71.19歳 女性：74.21歳 (平成25年)	健康寿命を1歳以上延伸 男性：70.42歳→71.42歳 女性：73.62歳→74.62歳 (平成22年→平成32年)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25か所 (平成27年11月)	各都道府県に最低1か所 (平成32年)
ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数	38,774件 (平成26年度)	前年度以上 (毎年度)
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 (第9～12分野)		
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男性：66.3% 女性：61.3% (平成24年)	男女とも100% (平成32年)
待機児童数	23,167人 (平成27年4月)	解消をめざす (平成29年度末)
大学学部段階修了者の男女割合	男性：54.9% 女性：45.1% (平成25年)	男女の修了者割合の差を5ポイント縮める (平成32年)
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	13.2% (平成27年)	30% (平成32年)
IV 推進体制の整備・強化		
男女共同参画計画の策定率 (市町村)	市区：97.0% 町村：52.6% (平成27年)	市区：100% 町村：70% (平成32年)

第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍

- ・働き方等の改革 (長時間労働削減・ICT利活用など、家事・育児・介護等への参画に向けた環境整備)
- ・男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正
- ・女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し (税制、社会保障制度等)

②政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ・「30%」達成に向け、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの推進
- ・政治・市報・行政・経済分野における女性の参画拡大
- ・各分野（地域、農山漁村、科学技術・学術、医療、教育、メディア、防災・復興、国際）における女性の参画拡大

③雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- ・M字カーブ問題解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
- ・均等な機会・待遇の確保対策の推進（マタハラ等の根絶含む）、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正
- ・非正規の処遇改善、再就職・起業支援等

④地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

- ・地域における女性の活躍の推進に向けた環境の整備
- ・農山漁村における女性の参画拡大や女性が働きやすい環境の整備

⑤科学技術・学術における男女共同参画の推進

- ・女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備
- ・女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成

政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

⑥生涯を通じた女性の健康支援

- ・生涯を通じた健康支援、性差に応じた健康支援、妊娠・出産等に関する健康支援
- ・医療分野における女性の参画拡大

⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・予防と根絶のための基盤整備、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、子どもに対する性的な暴力、売買春、人身取引、メディアにおける性・暴力表現への対策

⑧貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

- ・貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援（ひとり親家庭、子ども・若者の自立）
- ・高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

⑨男女共同参画の視点に立った 各種制度等の整備

- ・働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討
- ・育児・介護の支援基盤の整備

⑩教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

- ・国民的広がりを持った広報・啓発の展開
- ・男女共同参画等の教育・学習の充実等

⑪男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

- ・防災施策への男女共同参画の視点の導入
- ・東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入
- ・国際的な防災協力

⑫男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- ・女子差別撤廃条約等の国際的な模範、国際会議等における議論への対応
- ・男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮

政策領域Ⅳ 推進体制の整備・強化

- ・国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施（予算編成に向けた調査審議等）
- ・地方公共団体や民間団体等における取組の強化

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において

「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の

推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勧告して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の概要

基本方針の位置付け

女性活躍推進法第5条の規定に基づき策定するものであり、女性の職業生活における活躍を推進する上での基本的方向や、事業主行動計画策定指針の策定、国による施策の実施、地方公共団体の推進計画の策定等に当たっての基本的な考え方を示すもの

第1部 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

○女性の職業生活における活躍の必要性

- ・働く場面において女性が力を十分に発揮できているとはいえない現状
- ・急激な人口減少局面における将来の労働力不足の懸念や人材の多様性（ダイバーシティ）の確保に対応

○女性の職業生活における活躍の推進の基本的な考え方

- ・法の対象

規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、既に働いている女性は当然のこと、これから働こうとしている女性も含め、自らの希望により、働き又は働こうとするすべての女性

- ・女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会～就業時間など働く場面における女性の思いを実現する～

トップの意識や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない約300人に上る女性の希望の実現が図られる。また、責任ある地位での活躍を希望する女性の割合が高まり、女性の登用が促進される。

このように、働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図る。

- ・行政の役割

事業主が取組を円滑かつ効果的に実施できるよう法に基づく必要な支援を行うとともに、女性に対する支援措置や、職業生活と家庭生活との両立のために必要な環境整備を図る。併せて、女性の働き方に中立的な税制・社会保障制度等に向け第4次男女共同参画基本計画期間中のできるだけ早期に見直しを行うなど、女性の職業生活における活躍の推進に資する制度改革を加速化させる。

- ・事業主の取組に必要な5つの視点

- ・トップが先頭に立って意識改革・働き方改革を行う。
- ・女性の活躍の意義を理解し、積極的に取り組む。
- ・働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場を目指す。
- ・男性の家庭生活への参画を強力に促進する。
- ・育児・介護等をしてながら当たり前前にキャリア形成できる仕組みを構築する。

第2部 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

○事業主行動計画策定指針の策定に当たっての観点

- ・トップによる明確で具体的なメッセージの発信、長時間労働を前提としない働き方の構築、時間当たりの生産性の重視等による男女を通じた働き方改革への取組
- ・経験者採用や再雇用も含めた女性の積極採用、将来的な人材育成に向けた教育訓練、ロールモデルとなる人材育成、雇用形態の変更をはじめとする非正規雇用の女性への対応、社内・地域の女性のネットワーク構築等による採用から登用までの各段階の課題に応じた取組
- ・長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、ワークライフバランスに資する取組を人事評価に反映させる仕組みの検討等を含めた男女の働き方の改革、復職しやすい雰囲気づくり、男性による育児休業等の両立支援制度の活用促進等による職業生活と家庭生活の両立に関する取組の更なる推進
- ・男性の意識改革、両立支援制度利用の障壁や各種ハラスメントの背景となる固定的な性別役割分担意識の解消等によるハラスメントへの対策等
- ・「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」も踏まえ、積極的に取組を推進すること等による公的部門による率先垂範

第3部 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策

○女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ・長時間労働の是正等女性の活躍の推進に積極的に取り組む優良企業の認定、公共調達を通じた女性の活躍の推進、起業における女性の活躍状況の「見える化」の促進、中小企業の行動計画策定への支援等による女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
- ・非正規雇用者の処遇改善推進策や正社員への転換支援の拡充、女子学生・生徒の理工系分野への進路選択支援等による希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置

○職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- ・管理職を含めた企業トップの意識改革に向けた啓発の実施等による男性の意識と職場風土の改革
- ・「待機児童解消加速化プラン」・「放課後子ども総合プラン」の確実な実行、長時間労働の是正・年次有給休暇所得の促進等に取り組む企業への支援、企業等へのテレワーク導入支援等による職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
- ・家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルの提示、妊娠・出産等による解雇等の不利益取扱い防止に向けた事業主に対する指導の徹底等によるハラスメントの無い職場の実現

○女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要事項

- ・国の推進体制 → 事業主行動計画策定の推進、フォローアップ（特定事業主行動計画の策定・実施状況、一般事業主行動計画の策定状況について、年一回公表）
- ・地方公共団体の推進体制 → PDCA サイクルのある推進計画策定、相談体制（ワンストップ機能）や多様な主体による協議会の構築

沖縄県男女共同参画推進条例

公布：平成15年3月31日 沖縄県条例第2号

施行：平成15年4月1日

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第9条—第18条）

第3章 沖縄県男女共同参画審議会（第19条・第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法の崇高な理念であり、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。

沖縄県においては、国際社会や国内の動向を踏まえ、男女平等を実現するための様々な取組を進めてきた。

しかしながら、現実には、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、また、社会のあらゆる分野における性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会通念、慣習、しきたり等が依然として存在しており、真の男女平等の達成には、なお多くの課題が残されている。

こうした状況の中で、少子高齢化や国際化など社会経済情勢の急激な進展に対応し、豊かで活力ある沖縄県を築くためには、本県の地域性等にも配慮しつつ男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、お互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会の実現を図る必要がある。

ここに、私たち沖縄県民は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、市町村、県民及び事業者が一体となって、男女共同参画の推進に取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシャル・ハラスメント 他者に対し、その意に反した性的な言動（以下この号において「性的な言動」という。）により当該者の就業環境その他の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進にあたっては、社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施にあたっては、市町村、県民及び事業者と共同して取り組むよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(男女の人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュル・ハラスメント、男女間の暴力的行為(身体的又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。)その他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長するような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「沖縄県男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な基本方向及び目標
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、沖縄県男女共同参画計画を定めるに当たっては、沖縄県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、沖縄県男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(基本理念の普及啓発)

第11条 県は、基本理念に対する県民及び事業者の理解を深めるため、必要な広報活動の実施及び普及啓発に努めるものとする。

2 県は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

第13条 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認められる場合は、事業者に対して、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査を行うものとする。

(市町村との協力)

第14条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うとともに、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めることができる。

(県民等に対する支援)

第15条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動を支援するため、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他必要な措置を講ずるものとする。

(男女間の暴力の防止)

第16条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するため、啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の相談)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に関し、県民又は事業者から、苦情又は申出があった場合は、相談に応じるものとする。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年度、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

第3章 沖縄県男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第19条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

(組織等)

第20条 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があ

り、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イ

から二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

うい・ずうプラン

第3次宮古島市男女共同参画計画

発行：宮古島市

発行年：平成29(2017)年3月

編集：宮古島市働く女性の家

〒906-0013

宮古島市平良字下里442番地

TEL/FAX 0980-73-5245

